

マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

平成二十七年三月二十四日規則第九号

改正 令和元年 六月二八日規則第四九号

改正 令和二年一二月二八日規則第八〇号

改正 令和四年 二月一八日規則第三号

改正 令和八年 三月二七日規則第二三号

(除却等の必要性に係る認定申請書に添える図書等)

第一条 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）第百六十三条の五十六第二項第一号に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第一項の認定の申請をしようとする者は、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号。以下「省令」という。）第七十六条の二十五第一項の除却等の必要性に係る認定申請書に、同項及び次項に定めるもののほか、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。

一 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）

第三十三条第一項第一号の表に掲げる付近見取図及び配置図

二 その他知事が必要と認める書類

2 省令第七十六条の二十五第一項第三号の規則で定める書類は、当該マンションが法第百六十三条の五十六第二項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認める者が証する書類とする。

3 第一項に規定する者は、省令第七十六条の二十五第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

4 法第百六十三条の五十六第二項第二号から第五号までのいずれかに該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第一項の認定の申請をしようとする者は、省令第七十六条の二十五第二項の除却等の必要性に係る認定申請書に、同項に定めるもののほか、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。

一 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）

二 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係

る建築物と他の建築物との別を明示したもの)

三 その他知事が必要と認める書類

(許可申請書に添える図書等)

第二条 省令第七十六条の三十第一項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

一 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表

一（い）項に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図

二 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一（ろ）項に掲げる二面以上の立面図及び二面以上の断面図

三 その他知事が必要と認める書面

(申請の取下げ)

第三条 法第百六十三条の五十六第一項の認定の申請又は法第百六十三条の五十九第一項の許可の申請をした者は、当該申請をした後において、その申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届（別記様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十八日規則第八十号）

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和四年二月十八日規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和八年三月二十八日規則第二十三号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

申 請 取 下 げ 届

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所

氏 名

〔名称及び
代表者氏名〕

電 話

マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第1項の規定に基づく
第163条の59第1項
下記の申請は、取り下げます。

記

申 請 年 月 日	年 月 日
申 請 に 係 る マ ン シ ョ ン の 敷 地 (地名地番)	
取 下 げ 理 由	
※ 受 付	※ 備 考

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。